

配信日時	1/30/2026 4:01:04 PM	送信ID	15842
配信者	神奈川県		
対象サービス	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、旧医療型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅訪問型児童発達支援		
対象地域	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町		

件名	【神奈川県からのお知らせ】保育士特定登録取消者管理システムの活用等に関する調査および施設情報登録について(依頼)
本文	<p>障害児入所施設 施設長 様 障害児通所支援事業所 代表者 様 (政令市・中核市を除く)</p> <p>本県の障害福祉施策の推進につきまして、日頃より格別の御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、令和6年4月1日の児童福祉法改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の情報を管理する「保育士特定登録取消者管理システム」を活用することが義務付けられ、運用開始から1年が経過したことから、各施設・事業所における本システムの認知度、利用登録及び活用状況を把握するための調査への回答を依頼するものです。</p> <p>つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、下記により御回答くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、システムの利用者情報登録を行っていない施設・事業所におかれましては、「別添3_保育士特定登録取消者管理システムの活用の義務について」をご確認いただき、下記の問合せ先(③保育士特定登録取消者管理システムへの登録について)まで必ずご連絡ください。</p> <p>別添資料は、「書式ライブラリー」に掲載しております。 (別添資料)※下記、書式ライブラリー掲載箇所に掲載しています。</p> <p>01_ 回答案内(公立)(PDF) 02_ 回答案内(私立)(PDF) 03_ 保育士特定登録取消者管理システムの活用の義務について(PDF) (書式ライブラリー掲載箇所)</p> <p>「1. 神奈川県からのお知らせ」 →「1. お知らせ」</p> <p>文書名:保育士特定登録取消者管理システムの活用等に関する調査および施設情報登録について(依頼) (https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=1&id=3) 【問合せ先】</p> <p>① 制度全般について 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部</p>

次世代育成課 子育て支援人材グループ

電話:045-210-4687

② システムの使用方法や技術的な内容について

株式会社CCNグループ

E-mail:hoiku2025@ccn-g.co.jp

③ 保育士特定登録取消者管理システムへの登録について

保育士特定登録取消者管理システムヘルプデスク

E-mail:support@hoikusys.sakura.ne.jp

このメールアドレスには返信することはできません。返信いただいても回答することができませんので予めご了承ください。

このメールに関するお問合せは上記問合せ先①(制度全般について)をお願いします。
